

12、歳首は絶対せざる事
13、退職手当、解雇手当支給の事

自己の都合により辞職する場合は勤続三ヶ月以上一年未
満の者は日給一ヶ月分、一年を増す毎に日給十五日分増
額の事

解雇される場合は三ヶ月以上一年未満の者は日給六ヶ月
分支給の事（但し一年を増す毎に日給一ヶ月分増額）

14、以上大形小形共通の事

15、共愛會解散の事

九、経過並解決

五月三十一日職工代表者は八幡市所在日本西部産業労働組
合に懇援を求め協議の結果翌六月一日前記款願書を會社側
に提出せり

會社側は各方面に層級購入を交渉する一方三日より五日迄
の三日間臨時休業を發表し従業員側には入荷の都合により
て何分の回答をなす可く即答を保留し居たるが従業員側も
本問題の原々因が原料不足にあるを以て徒らに抗争するは
有利ならずとて一應會社に入荷状況を質したる上態度を決
することにしたのである。

かくて六月四日代表四名は會社を訪問會見したる處目下四
百三十噸の入荷見込樹ちたるにより整理の必要なしとの回
答ありたる爲代表は直ちに職工幹部とも打合せたる結果款
願書を撤回することとなり六月六日圓滿解決せり。